

旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱

(目的)

第1条 旭川市水道局が行う建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）の入札参加に必要な資格の決定、競争入札参加者及び見積書徴収業者の選定等に公正を期することを目的として、旭川市水道局建設工事等指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）
- (2) 上下水道部長
- (3) 経営企画課長
- (4) サービス課長
- (5) 水道施設課長
- (6) 下水道施設課長
- (7) 浄水課長
- (8) 下水処理センター所長
- (9) 工事検査担当課長

2 管理者は、前項各号に掲げる者のほか、臨時に委員を任命することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めたときは、委員の任を免ずるものとする。

(委員長の設置)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は管理者をもって充てる。

2 委員長不在のときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は会議を招集し、これを主宰する。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成で決定する。

2 緊急やむを得ない事情等により、会議を開催できない場合には、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。この場合は表決に参加した者を出席者とみなす。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員を会議に出席させることができる。

4 会議は公開しない。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 一件の設計金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が130万円を超える建設工事の請負契約並びに設計金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が50万円を超える測量及び工事に係る調査、設計の委託業務の一般競争入札における競争入札参加資格の決定及び申請者の資格審査に関すること。なお、競争入札参加資格の決定及び資格審査は、委員長があらかじめ指名した委員によって行うことができる。ただし、事後審査型一般競争入札（郵送方式）

の競争入札参加者の資格審査は入札執行者によって行うこととする。

- (2) 前号の建設工事等で、一般競争入札から除外し指名競争入札又は随意契約で行う場合の適否の審査並びに指名業者又は見積書徴収業者（以下「指名業者等」という。）の選定に関する事
こと。なお、指名業者等の選定は、委員長があらかじめ指名した委員によって行うことができる。
- (3) 一件の設計金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が130万円以下の建設工事の請負契約並びに設計金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額）が50万円以下の測量及び工事に係る調査、設計の委託業務の見積書徴収業者の選定は、委員長があらかじめ指名した委員によって行うことができる。
- (4) 建設業者等競争入札参加資格審査基準の作成、当該資格審査及び格付けに関する事
こと。
- (5) 指名基準及び指名停止等措置要領の作成及び指名停止等の措置に関する事
こと。
- (6) 建設工事等低入札価格調査要領に規定される調査結果の審査に関する事
こと。
- (7) 建設工事等競争入札参加資格者に関する重要な事項
- (8) その他、管理者から付託された事項
（資格の確認並びに指名等）

第7条 管理者は、第6条第1号の委員会審議結果に基づき、資格がないと認めた者に対し、文書により通知する。

2 委員会は、第6条第2号の選定にあたっては、旭川市水道局建設工事等指名基準及び同運用方針に基づき審議を行い、その結果に基づき管理者は指名業者等に通知する。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、経営企画課契約係において処理し、次の事務を行う。

- (1) 委員会開催の通知
- (2) 審議案の作成
- (3) 会議の記録
- (4) 前各号の他、委員長の必要と認める事項。

（秘密を守る義務）

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

（その他）

第10条 管理者は、この要綱の実施に関して必要があると認めたときは、別に定めることができるものとする。

附 則

1 この要綱は昭和56年7月16日入札（見積り合せ）執行の建設工事等に係る指名から施行する。

2 昭和50年9月1日施行の指名競争入札（見積り合せ）業者選定要領は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月 17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年 4月 20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7年 4月 15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 9月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 3月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 1月29日から施行し、履行期間の初日が平成21年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。